

入札参加資格審査申請について (令和 8、9 年度版)

第1 入札参加資格制度について.....	- 3 -
(1)市町村入札参加資格を共同で受付.....	- 3 -
(2)入札参加資格の有効期間.....	- 3 -
(3)申請方法・申請期間.....	- 3 -
(4)経営事項審査の受審時期.....	- 3 -
(5)審査基準日(地域点数の算定評価対象期間)の統一.....	- 3 -
(6)建設工事の入札参加資格者の要件.....	- 3 -
(7)その他の注意点.....	- 4 -
第2 地域点数算定方法等要領について.....	- 4 -
(1)令和6、7年度からの継続項目の評価期間について.....	- 4 -
1. コンプライアンス研修(全業種に適用).....	- 4 -
2. 担い手確保(土木一式工事に適用).....	- 4 -
(2)令和6、7年度からの継続項目に係る改正について.....	- 5 -
1. 建設キャリアアップシステム(CCUS)の評価項目の追加(全業種に適用).....	- 5 -
2. 男性育休の評価対象範囲の拡大(全業種に適用).....	- 5 -
3. 障害者雇用促進法の改正に伴う障害者雇用の変更(土木一式工事に適用).....	- 5 -
(3)令和8、9年度に新設する項目.....	- 5 -
1. パートナーシップ構築宣言.....	- 5 -
第3 申請方法等について.....	- 6 -
(1)申請方法.....	- 6 -
(2)IDとパスワードについて.....	- 6 -
1. 継続して申請をする場合.....	- 6 -
2. はじめて入札参加資格を申請する場合.....	- 7 -
(3)添付書類について.....	- 7 -
(4)入札参加資格申請システムの入力画面について.....	- 8 -
1. ログインの方法.....	- 8 -
2. 申請方法.....	- 9 -
I. 基本情報.....	- 11 -
II. 申請・委任先選択.....	- 12 -
III. 営業所・申請業種選択.....	- 12 -
IV. 委任状・様式第13号入力.....	- 15 -
V. 出資会社・親子会社・役員の兼任.....	- 16 -
VI. 地域点数.....	- 17 -
VIII. 建設業に従事する職員(技術者一覧).....	- 25 -
IX. 住民税特別徴収.....	- 26 -
X. 暴力団排除.....	- 28 -
XI. 確認画面.....	- 29 -
第4 資格決定通知書・残留措置・希望区域登録.....	- 30 -
(1)資格決定通知.....	- 30 -
(2)残留措置.....	- 30 -
(3)希望区域登録.....	- 30 -

第5 入札参加資格の変更・資格の取消し.....	- 31 -
(1)入札参加資格の変更.....	- 31 -
1. 建設業許可に関する内容変更.....	- 31 -
2. その他の内容変更.....	- 31 -
3 変更できないこと、変更の必要がないこと.....	- 31 -
(2)入札参加資格の取消し.....	- 32 -
第6 入札参加資格の再審査・相続等による承継・事前認可.....	- 32 -
(1)入札参加資格の再審査.....	- 32 -
1. 審査基準日.....	- 32 -
2. 提出書類.....	- 32 -
3. 審査方法.....	- 32 -
(2)その他の再審査.....	- 32 -
1. 審査基準日.....	- 33 -
2. 提出書類.....	- 33 -
3. 審査方法.....	- 33 -
(3)入札参加資格の承継.....	- 33 -
1. 営業の同一性の基準.....	- 33 -
2. 申請の方法.....	- 34 -
(4)事業承継及び相続に係る認可の場合について.....	- 34 -
1. 事前認可とは.....	- 34 -
2. 事前認可制度を活用した場合の入札参加資格.....	- 35 -

第1 入札参加資格制度について

(入札参加資格の申請方法の説明は「第3 申請方法等について」を参照ください)

(1)市町村入札参加資格を共同で受付

高知県だけでなく、県内全市町村(高知市上下水道局を含む。)の入札参加資格を申請できます。なお、審査については、高知県が一括して審査します。

高知県が審査したものを、申請先の市町村に共有します。

(2)入札参加資格の有効期間

これまで1年間であった資格有効期間を2年間に変更。

なお、中間年の申請(※)における資格有効期間は1年間となります。

※中間年の申請は、新規申請や業種追加の申請をいいます。

(3)申請方法・申請期間

「高知県入札参加資格共同電子申請システム」を使用して、申請してください。

リンクはこちら⇒ <https://shinsei.pref.kochi.lg.jp/>

申請期間は、申請日の属する年度の10月1日から11月30日まで(利用時間:8時～22時)。

なお、補正期間は同年度の12月31日までとします。

(4)経営事項審査の受審時期

審査を実施する前年度の8月から審査を行う年度の7月までの経審の総合評定値を評価に用います。

また、経審は、審査を実施する年度の12月までに受審してください。

(5)審査基準日(地域点数の算定評価対象期間)の統一

中間年の申請時も、通常の申請時の審査基準日(中間年の場合、申請日の属する年度の前年度の10月1日)とし、地域点数の算定評価対象期間を統一。

なお、中間年の申請の場合、経営事項審査の結果については直近の結果を使用します。

ただし、すでに定期本申請により入札参加資格を保有する事業者について、業種を追加する場合は、追加する業種についてのみ直近の結果を使用し、すでに申請している業種に対しては適用しません。

(6)建設工事の入札参加資格者の要件

① 審査基準日までに申請業種の建設業許可を受けていること。

② 申請業種について、審査基準日の直近の7月末までに到来した決算の経営事項審査を受けていること。

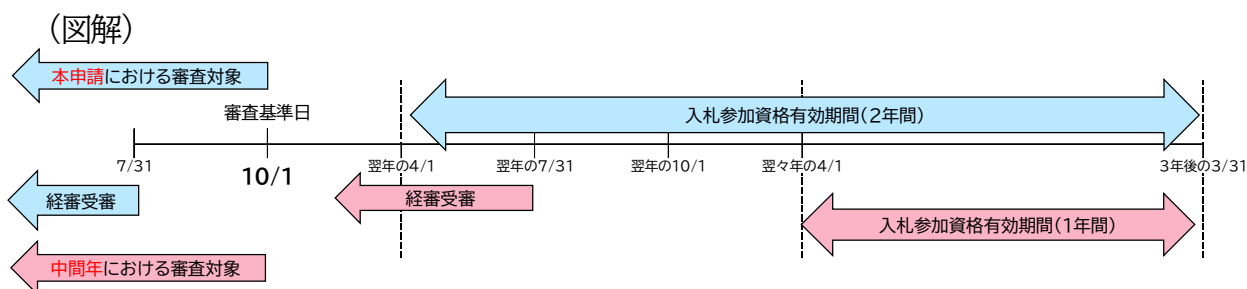
③ 審査基準日の前日(令和7年9月30日)までに納期限が到来した税金に滞納がないこと。

④ 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)ができること。

⑤ その他、高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の第3条第7項の第5号から第9号までに掲げる欠格要件のいずれにも該当しないこと。

(7)その他の注意点

- ① 経営事項審査の有効期間が満了する(＝経審切れになる)と、入札に参加できなくなるので十分注意して下さい。
- ② 測量、設計業コンサルタント等業務の受付は12月1日から行います。
- ③ 高知県入札参加資格共同電子申請システムに入力されたメールアドレスは、指名通知だけでなく、建設業の支援等を行うための事業に関して情報提供を行う際に活用することがございますので、ご了承のほどお願いします。(例:各種研修会の案内、制度改正の通知、県が行う事業で建設業者への支援等に資する情報提供 等)



◎地域点数の算定期間を定める審査基準日(本申請・中間年で審査対象期間を統一)

本申請の場合:申請日の属する年度の10月1日

中間年の場合:申請日の属する年度の前年度の10月1日

◎経審を受けていなければならない事業年度終了時期(新規・業種追加を考慮し、中間年は直近の経審結果)

本申請の場合:申請日の属する年度の7月31日までに終了した事業年度

中間年の場合:申請日の属する年度の7月31日までに終了した事業年度

第2 地域点数算定方法等要領について

(1)令和6、7年度からの継続項目の評価期間について

入札参加資格の有効期間を1年から2年に変更したことに伴い、激変緩和の目的で、評価期間を1年間としていた以下の2項目について、要領のとおり、2年間の評価に変更します。

1. コンプライアンス研修(全業種に適用)

令和6、7年度入札参加資格については、令和5年度の研修で評価しましたが、

令和8、9年度入札参加資格から、**審査対象年度の審査基準年度とその前年度の2年分で評価を行います。**

2. 担い手確保(土木一式工事に適用)

令和6、7年度入札参加資格については、令和4年4月1日から令和5年9月30日までの間に実施した取組みで評価しましたが、

令和8、9年度入札参加資格から、**審査対象年度の前年度と前々年度に実施した取組みで評価を行います。**

(2) 令和6、7年度からの継続項目に係る改正について

1. 建設キャリアアップシステム(CCUS)の評価項目の追加(全業種に適用)

令和6、7年度入札参加資格については、CCUSの事業者登録を完了している場合、評価点10点を加点了ましたが、

令和8、9年度入札参加資格からは、**これに加えて、建設工事に従事する者の就業履歴を建設キャリアアップシステム上に蓄積するために必要な措置を実施した工事がある場合に、件数に2点を乗じた値(上限は10点)をさらに上乗せし、加算**します。(満点20点)

2. 男性育休の評価対象範囲の拡大(全業種に適用)

令和7年度入札参加資格については、高知県ワークライフバランス認証のうち、次世代育成支援部門を取得しており、かつ男性の育児休業取得者(14日以上)がいる場合に、評価点10点を加点了ましたが、

令和8、9年度入札参加資格からは、

◎次世代育成支援部門を取得していない事業者についても、男性の育児休業取得者(14日以上)がいる場合には、評価点5点を加算

◎高知県ワークライフバランス推進企業認証のうち、令和7年4月に新設された男性育休推進部門の認証を取得している場合は、評価点20点を加算

の2つをさらに加え、対象範囲を拡大します。

3. 障害者雇用促進法の改正に伴う障害者雇用の変更(土木一式工事に適用)

①法定雇用率:2.3%→**2.5%**

②常用雇用労働者数:43.5人に1人→**40.0人に1人**

(3) 令和8、9年度に新設する項目

1. パートナーシップ構築宣言

◎パートナーシップ構築宣言とは

事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するものです。

パートナーシップ構築宣言を作成のうえ、公益財団法人全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに登録した場合は評価点10点を加算します。

第3 申請方法等について

(1)申請方法

高知県入札参加資格共同電子申請システム(以下「入札参加資格申請システム」と呼ぶ。URL：<https://shinsei.pref.kochi.lg.jp/>)により申請します。

なお、高知県庁の土木政策課のホームページにおいて、以下のバナーを押下しても、入札参加資格申請システムにアクセスできます。

(バナー)



(2)IDとパスワードについて

入札参加資格の申請にあたっては、ログインをするためのIDとパスワードをあらかじめ取得することが必要となります。

1. 継続して申請をする場合

継続して入札参加資格を申請する事業者にあつては、**前回申請時に使用したIDとパスワードを使用**してください。

(注意点)

1	(特に注意！！) ログインの際に、ID・パスワードを何度も間違えると、IDロックがかかります。 パスワードを忘れた場合や、二、三度ログインに失敗する場合は、ID・パスワード入力項目下の「パスワードをお忘れの方はこちらへ」を押下するか、「パスワード確認申請」(URL: https://shinsei.pref.kochi.lg.jp/nyusan-userside/dgn05/dgn050201)から確認を行ってください。 §. 行政書士に入札参加資格の申請を依頼している場合は、申請用メールアドレスが行政書士のメールアドレスになっている場合がございますのでご注意ください。 §. パスワード確認申請で用いる「秘密の言葉」はその場で決めてもらって大丈夫です。 万が一ロックがかかってしまった場合は、高知県庁土木政策課までお問い合わせください。
2	ID通知書に記載の初期パスワードは、一番最初のログイン時点で変更するよう促されます。変更後のパスワードについて、高知県庁やヘルプデスク等に問い合わせを行っても回答いたしかねますので、ご了承ください。
3	一業者につき付与できるIDは一つまでなので、すでにIDが付与されている事業者から新規申請があっても新しいIDは発行できません。
4	ID通知書をなくしたり、パスワードを忘れた場合、「高知県電子申請サービス」でのIDの発行の申請では当該トラブルに対応できません。 ID通知書をなくした場合は、高知県庁土木政策課のメールアドレス(170201@ken.pref.kochi.lg.jp)まで、紛失した旨・業者名・建設業許可番号を記載したメールを送付し、パスワードを忘れた場合は、注意点1番を参照し、ご対応ください。

2. はじめて入札参加資格を申請する場合

はじめて入札参加資格を申請する場合には、電子申請システムを利用するためのIDとパスワードを取得する必要がありますので、まずは「高知県電子申請サービス」(URL: https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_initDisplayResult)から、付与申請を行ってください。

県内建設工事業者のID新規付与受付期間は、8月1日～11月20日です。

(注意点)

1	建設業許可を受けていない事業者に対してIDとパスワードの付与はできません。
2	令和5年度の入札参加資格を保有していた事業者に対しては、令和6、7年度入札参加資格申請に際して、あらかじめIDとパスワードを付与しています。 そのため、該当する事業者から新規申請があった場合については、新規でIDとパスワードを発行せず、令和5年8月頃に郵送したID通知書をご確認いただきますようお願いいたします。 ID通知書を紛失した場合、高知県庁土木政策課のメールアドレス(170201@ken.pref.kochi.lg.jp)まで、 紛失した旨・業者名・建設業許可番号を記載したメール を送付してください。
3	付与申請後、電子申請サービスから「整理番号」と「パスワード」が記載されたメールが届きますが、こちらは入札参加資格申請システムの「ID」、「パスワード」と異なりますので、ご注意ください。
4	付与申請後、最短で1週間ほどで申請されたメールアドレス宛に利用者通知書を送付します。(業務状況や申請状況により異なりますのでご了承ください。)

(3)添付書類について

令和6、7年度の入札参加資格より、インターネット申請が可能になったことから、ほとんどの入力項目を画面から入力できるようになりました。

なお、以下の書類については、基本情報入力画面や地域点数等申請画面にて添付を要するものです。

1	国税の納税証明書(法人の場合はその3の3、個人の場合はその3の2)
2	県税の納税証明書
3	市町村税の納税証明書
4	コンプライアンス基本方針 ※1
5	年間委任状 ※2
6	様式第13号 ※2
7	14日以上男性育休取得者がいる旨の誓約書 ※3
8	労働局が受付した障害者雇用状況報告書 ※4 ※5
9	障害者を雇用している旨の誓約書 ※4 ※6
10	緊急工事発注依頼書 ※4
11	緊急委託業務発注依頼書 ※4
12	消防団協力事業所表示証明書 ※4
13	高知県リバーボランティア支援事業への参加実績に係る誓約書 ※4
14	建設業の担い手確保に貢献する取組を実施した旨の誓約書 ※4

※1 前回申請と変更がない場合は提出不要ですが、新しく策定した場合と、内容に変更があ

った場合は提出を要します。

※2 従たる営業所に入札・見積もり・契約等の権限を委任する場合に提出します。

※3 地域点数の加点要件に該当する場合に提出します。

※4 土木一式工事を申請し、かつ地域点数の加点要件に該当する場合に提出します。

※5 常用雇用労働者数が40.0人以上の事業者が対象です。

※6 常用雇用労働者数が40.0人未満の事業者が対象です。

(4)入札参加資格申請システムの入力画面について

(注意) 以下掲載の画像は開発中のものであり、実際の画面と異なる場合がございます。

1. ログインの方法

入札参加資格共同電子申請システム

高知県と高知県内市町村等の入札参加資格を申請する・入札参加資格の申請内容を変更する場合は、

のボタンを押してログイン



①クリック

① 土木政策課のHPより、左の画面に表示されたバナーをクリック。

- 入札参加資格申請のスケジュール・IDの申請に関すること [入札参加資格関係](#)
- 入札参加資格申請の添付様式・要綱に関すること [建設業関係様式](#)・[要綱ダウンロードサービス](#)



②クリック

② ①をクリックすると、左のポータルサイトに遷移するので、**ログイン**をクリック。



ログイン

③ ②をクリックすると、左の画面が表示されるので、IDとパスワードを入力し、**ログイン**をクリック。

④ 初めて申請する方については、「新規申請の方はこちらへ」をクリック。
パスワードを忘れてしまった方については、「パスワードをお忘れの方はこちらへ」をクリック。

〈初めてログインをする方〉

土木政策課より発出された通知書の仮パスワードは、一番最初のログインにおいて、以下の画面により変更を求められます。**以降は、ここで設定したパスワードを使用することとなります**ので、お忘れにならないよう十分にお気をつけください。

パスワード変更

パスワードは8～20文字、2種類以上の文字で入力してください。
使用可能文字は、英大文字、英小文字、数字、記号（!"#\$%&'()*+,-./:;<=>?@[]^_{}~）です。

ユーザーID

変更前パスワード 必須

変更後パスワード 必須

変更後パスワード 必須 （確認用）

[変更する >](#)

Copyright © 2023 Kochi Prefecture. All Rights reserved.

※注意:仮パスワードと同じものは使えません。

2. 申請方法

〈トップ画面〉

 高知県入札参加資格審査申請システム

株式会社県庁設備 様

[ホーム](#) [新規・継続申請](#) [資格決定通知](#) [変更申請](#) [資料送付](#) [パスワード変更](#) [ログアウト](#)

① 申請済の入札参加資格審査申請が差戻されました。新規・継続申請より確認をお願いします。

② 新規・継続申請：審査中 変更申請：審査完了

③ お知らせ
【2023年10月01日】
令和6・令和7年度入札参加資格申請の受付を開始しました。
【2023年04月02日】
経営事項審査・入札参加資格審査日時予約について
[過去のお知らせ >](#)

④ [入札参加資格審査申請](#)
令和XX・令和XX年度の入札参加資格審査事項を申請します。
差戻し時は申請内容を訂正することができます。
[新規・継続申請](#)

⑥ [資格決定通知](#)
資格決定通知書をダウンロードします。
[資格決定通知](#)

⑤ [申請書記載事項変更届](#)
当年度の入札参加資格の変更を申請します。
[変更申請](#)

⑦ [追加付帯資料送付](#)
入札参加資格審査申請、又は変更届時に追加で資料を送付することができます。
[資料送付](#)

Copyright © 2023 Kochi Prefecture. All Rights reserved.

- ①:土木政策課より差し戻しがあった場合に、お知らせをするバナー
- ②:現在の審査状況を確認できます。
- ③:システム添付資料等についてのお知らせが掲載されます。添付ファイルがある場合がありますので、別途ご確認のうえご利用ください。
- ④:定期申請、中間年申請を行う項目です。操作方法は、次の〈定期申請、中間年申請の方法〉において説明いたします。
なお、中間年における業種追加は、⑤の変更届で申請する必要があるのでご注意ください。
- ⑤:変更申請を行う項目です。詳しくは、「第5 入札参加資格の変更・資格の取消し」をご覧ください。
- ⑥:資格決定通知をダウンロードできる画面に遷移します。ただし、高知県の入札参加資格に係る結果通知書しか確認できませんのでご注意ください。各市町村に係る結果通知書については、個別の市町村にご確認ください。
- ⑦:高知県以外の各市町村が個別で求める追加附帯資料を送付できます。どのような資料をどの市町村が必要としているかは、③の項目の中の「【2025年05月15日】自治体別追加附帯資料について」をご確認ください。

〈定期申請、中間年申請の方法〉

I. 基本情報

高知県入札参加資格共同電子申請システム 株式会社県庁設備 様

[ホーム](#)
[新規・継続申請](#)
[資格決定通知](#)
[変更申請](#)
[資料送付](#)
[パスワード変更](#)
[ログアウト](#)

(注)ここは押せません。

入札参加資格審査申請（県内建設）

基本情報 申請先 出資会社 地域点数 従事職員 特定工種 住民税 登録照会 申請する

基本情報入力

1 許可番号 39 - 999999	2 審査基準決算 必須 yyyy/mm/dd ①	3 申請区分 継続
4 法人／個人区分 法人	5 法人番号 5678939999999	6 資本金（千円） 5,000
(※) 許可情報		
7 商号名称（フリガナ） ケンチョウ セツビ	8 代表者名（フリガナ） ケンチョウ イチロウ	9 代表者役職名 代表取締役 ②
10 所在地 高知市丸ノ内1-2-20	11 郵便番号 780-6570	12 電話番号 089-823-9813
13 課税免税届 必須 課税 ③	14 FAX番号 必須 999-999-9999 ④	
15 入札用メールアドレス 必須 somu@kentyo_setubi.co.jp		
16 申請用メールアドレス 必須 eigyo@kentyo_setubi.co.jp ⑤		
17-1 納税証明書（国税） 必須 ファイルの選択 ファイルが選択されていません 取消		
17-2 納税証明書（都道府県税） 必須 ファイルの選択 ファイルが選択されていません 取消		
17-3 納税証明書（市町村（区）税） 必須 ファイルの選択 ファイルが選択されていません 取消		
18 コンプライアンス関連書類 必須 ☐ 変更なし ☐ 変更あり ☐ 新規作成 高知県の入札参加資格を申請する場合、提出がなければ格付けに影響します。ただし、すでに提出済みの場合、添付の必要はありません。 ⑦		
19 代理申請 必須 ☐ なし ☐ あり ⑧		

[一時保存](#)
[次へ進む >](#)

- ①：経営事項審査の審査基準日を記載します。記載すべき日付は、**審査基準日の属する年度の前年度の8月から審査基準日の属する年度の7月まで**です。
- ②：代表者の役職名を記載できます。テンプレートも準備していますが、10字まで自由に記載することが可能です。
- ③：免税が課税かを選択してください。
- ④：FAX番号を記載してください。なお、FAX番号が存在しない場合、お手数ですが「999-999-9999」と記載し申請ください。
- ⑤：メールアドレスを記載してください。**入札用メールアドレスは、指名通知を受け取るなど、実際の入札で用いるアドレス、申請用メールアドレスは、本システムで使用するもので、パスワード確認申請や審査差し戻し情報の提供を受けるためのアドレス**です。
- ⑥：納税証明書を添付してください。国税については、「**その3の3(法人)**」、「**その3の2(個人)**」を、県税、市町村税は、**原則、「滞納していないことの証明」**を添付してください。なお、**いずれも証明書の日付は審査基準年の10月1日以降**のものでなければいけません。
- ⑦：**前年度より継続して申請する事業者で、コンプライアンス基本方針の内容に変更がない場合、「変更なし」**を選んでください。その場合、基本方針の添付は不要です。また、**前年度の内容に**

変更がある場合、「変更あり」を選んだうえで基本方針の添付をしてください。なお、今年度から新たに申請を行う事業者は一律「新規作成」を選び、コンプライアンス基本方針を作成のうえ、添付してください。（コンプライアンス基本方針はHPにひな形を用意しています。企業規模に応じた内容でご提出ください）

- ⑧：行政書士による代理申請を行った場合に、行政書士が記載する項目です。職印を捺印した委任状の添付とメールアドレスの記載をしてください。記載いただいたメールアドレスに対しても審査差し戻し情報や受付情報の送付をいたします。

（※）許可情報：現在の許可情報が自動的に反映されます。許可行政庁に対して変更届を提出している場合、変更届の審査が完了しないと従前の情報が表示されます。（高知県の場合、件数の多寡によりますが、概ね1ヶ月程度時間を要する場合があります。）

II. 申請・委任先選択

申請・委任先選択

☒ 高知県 ☒ 委任なし ☐ 全委任 ☐ 一部委任

☒ 高知市 ☐ 委任なし ☒ 全委任 ☐ 一部委任

☐ 室戸市 ☐ 安芸市

☐ 南国市 ☐ 土佐市

☐ 須崎市 ☐ 宿毛市

☐ 土佐清水市 ☐ 四万十市

☒ 高知市上下水道局 ☐ 委任なし ☐ 全委任 ☒ 一部委任

どの自治体に申請をするか選べます。ご自身の経営判断において、どの自治体の入札参加資格を得たいか選んでください。

なお、申請業種は次の画面で申請します。

（内容の解説）

申請内容	解説
委任なし	本社（主たる営業所）だけで入札・契約を行うこと
全委任	支社・支店（従たる営業所）だけで入札・契約を行うこと
一部委任	本社と支社・支店同士でそれぞれ別々の業種の入札・契約を行うこと。複数の支社・支店で業種を振り分けることも可能です。

III. 営業所・申請業種選択

A. 委任なしの場合

23 南国市 委任なし

34 主たる営業所申請業種（本社）

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

☒ ☐ ☐ ☐ ☒ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒

申請したい業種を選択するだけです。

ただし、チェックを入れられるのは、審査基準日時点で持っている建設業許可業種に限られており、かつ、経営事項審査を受審していることが条件となります。

B.委任ありの場合



「Ⅱ. 申請・委任先選択」で「全委任」か「一部委任」を選ぶと、**営業所追加**のボタンが表示されます。



営業所追加のボタンを押すと、左のとおり、現在の建設業許可情報に基づく従たる営業所の一覧が表示されるので、委任したい従たる営業所を選んでください。

B-1.全委任の場合

25	営業所名 (フリガナ) 必須	コウチエイギョウシヨ																																																										
26	営業所代表者名 (フリガナ) 必須	コウチ タロウ																																																										
27	代表者役職名	所長																																																										
28	営業所所在地	高知県高知市丸ノ内 1-2-20																																																										
29	郵便番号	780-0875																																																										
30	電話番号	088-823-9815																																																										
31	FAX番号 必須	999-999-9999																																																										
32	メールアドレス	kochi@kochi_kensetu.co.jp																																																										
33	営業所申請業種	<table border="1"> <tr> <td>土</td><td>建</td><td>大</td><td>左</td><td>と</td><td>石</td><td>屋</td><td>電</td><td>管</td><td>タ</td><td>銅</td><td>筋</td><td>舗</td><td>し</td><td>板</td><td>ガ</td><td>塗</td><td>防</td><td>内</td><td>機</td><td>絶</td><td>通</td><td>園</td><td>井</td><td>具</td><td>水</td><td>消</td><td>清</td><td>解</td> </tr> <tr> <td>☒</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☒</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☒</td> </tr> </table>	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	銅	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	☒	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒
土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	銅	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解																																
☒	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒																																

- ①: 営業所のフリガナを記入してください。
- ②: 営業所長、支社長のフリガナを記入してください。
- ③: 営業所長、支社長の名前を記入してください。なお、この項目は、許可行政庁に対して、様式

第13号を提出し、建設業許可情報に登録された者でないと記入できません。

- ④: 役職名を記入してください。
- ⑤: FAX番号を記載してください。なお、FAX番号が存在しない場合、お手数ですが「999-999-9999」と記載し申請ください。
- ⑥: メールアドレスを記載してください。このメールアドレスは、**委任先の営業所が指名通知を受け取るなど、実際の入札で用いるアドレス**になります。
- ⑦: 委任先の営業所において申請する業種です。ただし、チェックを入れられるのは、審査基準日時点で**委任先の営業所が持っている建設業許可業種**に限られており、かつ、経営事項審査を受審していることが条件となります。

B-2.一部委任の場合

23 高知県 一部委任 ① 営業所追加

34 主たる営業所申請業種 (本社)

土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	国	井	具	水	消	清	解
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

②

26 営業所名 (フリガナ) 必須 コウチドボクホンテン
営業所名 高知土木本店

27 営業所代表者名 (フリガナ) 必須 ケンチョウ ジロウ
営業所代表者名 必須 県庁 次郎 28 代表者役職名 取締役

29 営業所所在地 高知市丸ノ内1-2-20

30 郵便番号 780-8570

31 電話番号 088-823-9815 32 FAX番号 必須 999-999-9999

33 メールアドレス 必須 kochidoboku@kentyo_setubi.co.jp

34 営業所申請業種

土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	国	井	具	水	消	清	解
☒	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	

26 営業所名 (フリガナ) 必須 コウチケンチクホンテン
営業所名 高知建築本店

27 営業所代表者名 (フリガナ) 必須 ケンチョウ サブロウ
営業所代表者名 必須 県庁 三郎 28 代表者役職名 取締役

29 営業所所在地 高知市丸ノ内1-2-21

30 郵便番号 780-8570

31 電話番号 088-823-9813 32 FAX番号 必須 999-999-9999

33 メールアドレス 必須 kochikenchiku@kentyo_setubi.co.jp

34 営業所申請業種

土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	国	井	具	水	消	清	解
☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	

- ①: 本社(主たる営業所)の申請業種にチェックします。なお、複数の支社・営業所(従たる営業所)だけで入札・契約を行う場合は、この項目のチェックはつけません。また、**支社・営業所(従たる営業所)が選択した業種をチェックすることはできません。**
- ②: 支社・営業所(従たる営業所)の情報を記入します。営業所数は複数追加することができます。ただし、**本社(主たる営業所)や他の支社・営業所(従たる営業所)が選択した業種をチェックすることはできません。**

IV. 委任状・様式第13号入力

委任状・様式第十三号入力

24 委任状 委任状は自由様式です。見積、入札、契約の権限の委任がわかるよう記載をお願いします。
委任状のあて名は「申請先自治体の長」としてください。
委任者・受任者ともに押印が必要です。

委任状 **必須** ファイルの選択 ファイルが選択されていません [取消] [委任状削除]

☒ 高知県 (高知土木本店) ☐ 高知県 (高知建築本店) ☒ 高知市 (高知土木本店) ☒ 安芸市 (高知土木本店)

25 様式第十三号 様式第十三号は、建設業許可の申請に係る様式です。
許可行政庁に対して実際に提出した書面の添付をしてください。

様式第十三号 **必須** ファイルの選択 ファイルが選択されていません [取消] [様式第十三号削除]

☒ 高知県 (高知土木本店) ☐ 高知県 (高知建築本店) ☒ 高知市 (高知土木本店) ☒ 安芸市 (高知土木本店)

様式第十三号 **必須** ファイルの選択 ファイルが選択されていません [取消] [様式第十三号削除]

☐ 高知県 (高知土木本店) ☒ 高知県 (高知建築本店) ☐ 高知市 (高知土木本店) ☐ 安芸市 (高知土木本店)

< 前へ戻る [一時保存] 次へ進む >

Copyright © 2023 Kochi Prefecture. All Rights reserved.

(注:「全委任」、「一部委任」を選択した事業者のみ表示されます。「委任なし」の場合は表示されません。)

- ①: 委任状を添付します。**複数自治体に申請をする場合、委任状の宛名を「申請先自治体の長」としておまとめください。**(個別で高知県知事、市町村長名又は高知市上下水道局管理者に出す場合は、申請先自治体数に応じて委任状を追加してください。)
- 委任状において、特に気をつけていただきたい点は次のとおり
- 代表者、受任者の押印をする
 - 受任者が営業所長の名前と同一になっているか
 - 委任する権限のうちに、「見積・入札」の権限と、「契約締結」の権限が含まれているか
 - 委任期間が、入札参加資格の期間と一致しているか
- ②: 受任者が、「建設業法施行令第3条に規定される使用人(令3条使用人)」であることを確認するため、許可行政庁に対し提出した様式第13号を添付してください。なお、**様式第13号は、今回の申請のために作成するものではなく、建設業許可申請の1つとして許可行政庁に提出するものなので、実際に許可行政庁に提出したものを添付してください。**

V. 出資会社・親子会社・役員の兼任

出資会社名簿入力

①

35 出資会社名簿 **必須** ☐ 出資会社等なし ☒ 出資会社等あり 出資会社追加

番号 1 出資会社削除

36 許可番号 39 - 004649 37 商号又は名称 株式会社県庁土建

38 所在地 高知市丸ノ内 1 - 7 - 5 2

39 代表者名 高知 太郎 40 代表者役職名 代表取締役

41 出資金額 **必須** 2,000,000 円

建設工事入札参加資格申請書を提出し、又は提出を予定している系列会社の状況

②

42 (1)会社法に規定する親会社 **必須** ☐ なし ☒ あり 親会社追加

番号 1 親会社削除

43 許可番号 39 - 004649 44 商号又は名称 株式会社県庁土建

45 住所 高知市丸ノ内 1 - 7 - 5 2

46 備考

47 (2)会社法に規定する子会社 **必須** ☐ なし ☒ あり 子会社追加

番号 1 子会社削除

48 許可番号 39 - 043900 49 商号又は名称 県庁電気通信株式会社

50 住所 高知市丸ノ内 1 - 7 - 5 2

51 備考

③

52 (3)役員の兼任 **必須** ☐ なし ☒ あり 役員の兼任追加

番号 1 役員の兼任削除

53 兼任先の許可番号 39 - 004649 54 兼任先の商号又は名称 株式会社県庁土建

55 住所 高知市丸ノ内 1 - 7 - 5 2

56 氏名 **必須** 高知 太郎 57 兼任先における役職 代表取締役

- ①: **他の建設事業者から出資を受けている場合**に記載してください。
該当する建設事業者は、**出資会社追加**ボタンより検索してください。
- ②: 自社から見て、親会社(子会社)に当たる建設事業者を記載してください。
該当する建設事業者は、**親会社(子会社)追加**ボタンより検索してください。
- ③: **自社の役員が他の建設事業者の役員を兼任している場合**に記載してください。
該当する建設事業者は、**役員の兼任追加**ボタンより検索してください。

VI. 地域点数

入札参加資格に係る地域点数は、原則として土木政策課が自動的に集計し、計上しますが、その一部については、事業者により挙証資料の添付等を求めるものがあります。

〈全業種共通〉

A.建設キャリアアップシステム(CCUS)上に蓄積するために必要な措置を実施した工事

建設キャリアアップシステム（措置実施件数）

入札参加資格審査基準日の属する年度の前々年度から前年度の間に発注者から直接請け負った日本国内における建設工事において、建設工事に従事する者の就業履歴を建設キャリアアップシステム上に蓄積するために必要な措置を実施した工事がある場合は、件数に2点を乗じた値を評価点とする（上限は10点とする。）。

必須 件 ①

「自社に関する現場・就業履歴」に係る帳票 ファイルを選択 選択されていません ② 取消

①:実施件数を記載ください。なお、0件の場合は0と記載してください。また、次の点にご注意ください。

1. **CCUSの事業者登録がない場合、加点の対象にはなりません。**
2. **下請事業者等として、元請事業者が設置したカードリーダー等に履歴を登録したことを評価するものではなく、元請事業者として、カードリーダー等を設置したことを評価するものです。**
3. **実際にカードリーダー等が活用されたかどうかについては問いません。**

②:CCUSサイトより出力した「**自社に関する現場・就業履歴**」に係る帳票を添付してください。

【帳票作成方法】

510_閲覧

510_閲覧

60_自社に関する現場・就業履歴

検索

クリック

①事業者IDでCCUSにログイン後、「510_閲覧」→「60_自社に関する現場・就業履歴」を選択。検索条件を入力(未入力でも可)後に検索ボタンを押下

510_閲覧

60_自社に関する現場・就業履歴

元請事業者	2023/12/01	2024/11/03	02429345708022
元請事業者	-	-	02429345708022
元請事業者	-	-	02429345708022
元請事業者	-	-	02429345708022
元請事業者	-	-	02429345708022
元請事業者	-	-	02429345708022
元請事業者	-	-	02429345708022
元請事業者	-	-	02429345708022

CSV出力 帳票出力

クリック

②現場が表示されていることを確認の上、画面下側の帳票出力ボタンを押下

U-Pi

510_開覧

520_就業履歴

540_安全書類

610_現場・契約

620_施工体制登録

710_代行申請

720_所属技能者確認

810_事業者管理

820_変更

910_ダウンロード

10_帳票ダウンロード

帳票ダウンロード一覧 | 帳票はEXCEL2016またはOFF

1件中 1-1 件

操作

ダウンロード 削除 目次に関する現場一覧

トップページへ

③「910_ダウンロード」>「10_帳票ダウンロード」を選択

ダウンロードボタンから帳票をダウンロードすると、EXCELファイルが出力されるので、それを添付する。

【帳票見本】

※ここに記載するデータは全てダミー情報

帳票No.	4-2
帳票名	自社に関する現場一覧
対象事業者	事業者ID 02429345708022 事業者名 基金建設
対象期間	2024/12/08 14:38:23
出力日時	2024/12/08 14:38:23
出力書名	リスト
出力者ID	02429345708022
出力者立場	事業者責任者

【補足】登録現場において、就業履歴を蓄積した最初の日と最後の日、「J」はCCUS現場登録はしたけど、実際に就業履歴の蓄積はなかったということ。

【補足】この列より右側の「J」はCCUS上意登録であり、未登録であることを示す。

現場での自社の立場	所属技能者の就業期間		元請事業者		現場		工事区分					施工場所住所		事前に登録した就業履歴蓄積予定期間	
	(自)	(至)	事業者ID	事業者名	現場ID	現場名	建築物用途	延床面積	有害物の取り扱いの有無	都道府県	都道府県以降	(自)	(至)		
														工種(土木)	工法(土木)
元請事業者	2023/12/01	2024/11/03	02429345708022	基金建設	47615720968471	施工体制台帳出力テスト	電気・空調衛生・その他工事	共同住宅・公営住宅	30.00㎡	無	東京都	港区虎ノ門	2016/03/05	2038/03/05	
元請事業者	—	—	02429345708022	基金建設	26026348262571	エスカレ93503	建築・住宅工事	—	—	無	—	—	2011/04/22	2041/04/22	
元請事業者	—	—	02429345708022	基金建設	01487615882271	組織情報テスト3	建築・住宅工事	—	—	無	—	—	2024/05/08	2042/05/08	
元請事業者	—	—	02429345708022	基金建設	22309040784871	組織情報テスト2	建築・住宅工事	—	—	無	—	—	2024/05/08	2042/05/08	
元請事業者	—	—	02429345708022	基金建設	89666727746071	階層変更テスト	建築・住宅工事	—	—	無	—	—	2024/05/09	2042/05/09	
元請事業者	—	—	02429345708022	基金建設	68911127145871	施工体制台帳出力テスト2	建築・住宅工事	物流施設・倉庫	10.00㎡	無	東京都	港区虎ノ門	2024/05/09	2036/05/09	
元請事業者	2024/07/07	2024/06/01	02429345708022	基金建設	45290776684571	安全書類関連情報テスト	建築・住宅工事	—	—	無	—	—	2024/05/13	2031/05/13	

B.男性育休《男性の育児休業取得者(14日以上)がいる場合》

男性育休取得者誓約書

入札参加資格審査基準日以前5年以内に、男性の育児休業取得者（14日以上）がいる場合は、評価点5点とする。
 なお、ワークライフバランス推進企業認証のうち、次世代育成支援部門を取得している者にはさらに5点を上乗せする。
 （ワークライフバランス推進企業認証のうち、男性育休推進部門を取得している者は、別途20点加点のため対象外）

なし

①

②

男性育休取得者誓約書
 ファイルを選択
 選択されていません
 取消

①:男性の育児休業取得者(14日以上)がいる場合、「あり」としてください。

②:「あり」とした場合のみ、男性の育児休業取得者に係る誓約書を次の作成例にならって作成し、添付してください。

(注) **高知県ワークライフバランス推進企業認証のうち、男性育休推進部門を取得した事業者に対しては、本項目とは別に20点を加点**するので、本項目において「あり」を選んでも「なし」を選んでも、さらなる点数の増減はありません。

(作成例)

許可 番号	国土交通大臣許可 高知県知事許可	第 4649 号
----------	---------------------	----------

該当しないものに取り消し線
 又は、該当するものに○

令和 7 年 10 月 1 日

申請先自治体の長 様

住所: 高知市丸ノ内 1-1-20
 商号又は名称: 株式会社県庁土木
 代表者名: 県庁 日出刀

男性の育児休業取得者（14 日以上）がいる旨の誓約書

私（当社）は、審査基準日以前5年以内に男性の育児休業取得者（14 日以上）がいることを下記のとおり誓約します。

また、申請先の自治体から依頼があったときには、育児休業給付金支給決定通知書、育児休業給付次回支給申請日指定通知書又は健康保険・厚生年金保険育児休業取得者確認通知書その他当該従業員が14 日以上育児休業を取得したことが分かる必要書類の提出等に応じること、併せて誓約します。

記
 男性の育児休業取得者(14 日以上)の
 人数を記載

男性の育児休業取得者（14 日以上）の数

2 人

〈土木一式工事限定〉

C.障害者雇用

障害者雇用

法定雇用率（2.5％）を超えて、若しくは雇用義務のない建設業者（常用雇用労働者数40.0人未満の建設業者）が障害者を雇用している場合は、評価点20点とする。なお、当該障害者については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき判断する。

障害者を雇用している場合

障害者雇用状況報告書又は障害者を雇用している旨の誓約書

ファイルを選択

選択されていません

取消

①:障害者を法定雇用率を超えて雇用している場合に「雇用している場合」としてください。

②:雇用義務のある事業者については労働局が受け付けた障害者雇用状況報告書を添付してください。

また、雇用義務のない事業者については、障害者を雇用している旨の誓約書を次の作成例にならって作成し、添付してください。

(作成例)

許可 番号	国土交通大臣許可 高知県知事許可	第 4649 号
----------	---------------------	----------

該当しないものに取り消し線
又は、該当するものに○

令和 7 年 10 月 1 日

申請先自治体の長 殿

住所: 高知市丸ノ内 1-1-20
商号又は名称: 株式会社県庁土木
代表者名: 県庁 日出刀

障害者を雇用している旨の誓約書

私（当社）は、障害者の雇用義務のない建設事業者ですが、入札参加資格審査基準日時点で障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に定める障害者（以下、「障害者」という）を下記のとおり、雇用していることを誓約します。

また、申請先の自治体から依頼があったときには、障害者手帳等の必要書類の提出等に応じることも、併せて誓約します。

記

審査基準日時点の常用雇用労働者の数

39 人

常用雇用労働者数が
40 人未満であること
(40 人以上の場合は障害者雇用状況報告)

審査基準日時点で雇用している障害者の数

1 人

障害者雇用率(※)が
2.5%以上であること
(※)障害を持つ労働者数/常用雇用労働者数

D.災害時の復旧工事等

災害対応協力等（ア 災害時の復旧工事等に貢献）

入札参加資格審査基準日の属する年度の前年度及び前々年度において、県の要請（緊急発注依頼書）に基づいて災害時の復旧工事等に貢献した場合は、1件につき評価点4点とする（上限は20点とする。）。なお、災害対応協力等の評価点の上限は40点とし、アからエの全てに該当する場合でも、評価点は40点とする。

必須

緊急工事発注依頼書・緊急委託業務発注依頼書

ファイルを選択 選択されていません

取消

- ①: 高知県から受注した緊急発注工事に係る契約件数を記入してください。
- ②: ①で入力した件数分の**緊急工事発注依頼書**又は**緊急委託業務発注依頼書**を添付してください。

E.消防団協力事業所表示制度

災害対応協力等（ウ 「消防団協力事業所表示制度」の認定）

入札参加資格審査基準日において、国又は市町村（消防団の事務を処理する一部事務組合等を含む）が実施する「消防団協力事業所表示制度」の認定を受けている場合は、評価点10点とする。なお、災害対応協力等の評価点の上限は40点とし、アからエの全てに該当する場合でも、評価点は40点とする。

認定なし

消防団協力事業所表示証明書

ファイルを選択 選択されていません

取消

- ①: 消防団協力事業所表示制度の認定を受けている場合、「認定あり」を選択してください。
- ②: 「認定あり」を選択した場合、**消防団協力事業所表示証明書**を添付してください。

F.県産品の使用

県産品の使用（前年度）

入札参加資格審査基準日の属する年度の前年度に完成した県発注工事において、高知県内産の木材又はコンクリート二次製品を使用した場合は、工事1件につき評価点2点とし、それぞれの年度における上限を10点とする（2年間の上限は20点とする。）。①

前年度

件

入力例) 道交地防災（交安）第2021-0034号、道交地防災（交安）第2021-0056号、道交地（1. 5車）第001-003号、道交地防災（交安）第2022-0012号、道交地（1. 5車）第001-001号

県産品の使用（前々年度）

入札参加資格審査基準日の属する年度の前々年度に完成した県発注工事において、高知県内産の木材又はコンクリート二次製品を使用した場合は、工事1件につき評価点2点とし、それぞれの年度における上限を10点とする（2年間の上限は20点とする。）。②

前々年度

件

入力例) 道交地防災（交安）第2021-0034号、道交地防災（交安）第2021-0056号、道交地（1. 5車）第001-003号、道交地防災（交安）第2022-0012号、道交地（1. 5車）第001-001号

- ①: 県発注工事において、高知県産の木材又はコンクリート二次製品を使用した場合、その該当する工事数を前年度と前々年度に分けて記入してください。
- ②: ①で記入した件数分、**該当する工事名を具体的に記入**してください。

G.地域ボランティア(リバーボランティア)

地域ボランティア(リバーボランティア) 前年度

入札参加資格審査基準日の属する年度の前年度に、県内の一級河川(指定区間)及び二級河川で河川美化活動を行う団体(リバーボランティア)の認定を受け、事業に参加した場合は、1回の活動につき評価点1点とする。

前年度 必須

件

①

地域ボランティア(リバーボランティア) 前々年度

入札参加資格審査基準日の属する年度の前々年度に、県内の一級河川(指定区間)及び二級河川で河川美化活動を行う団体(リバーボランティア)の認定を受け、事業に参加した場合は、1回の活動につき評価点1点とする。

前々年度 必須

件

①

地域ボランティア(リバーボランティア) の誓約書

前年度、前々年度のいずれかに活動がある場合、リバーボランティア事業に参加した旨の誓約書を添付する。

活動なし

▼

②

③

リバーボランティア事業に参加した旨の誓約書 ファイルを選択 選択されていません

取消

- ①:リバーボランティアに参加した件数を、前年度と前々年度に分けて記入する。
 ②:リバーボランティアに参加したことがある場合「活動あり」を選択してください。
 (注) ロードボランティア・ビーチボランティアに参加していても、この項目を「活動あり」にしないでください。これらのボランティアについては、別途自動加点します。
 ③:「活動あり」を選択した場合、リバーボランティア事業に参加した旨の誓約書を次の作成例にならって作成し、添付してください。

(作成例)

(用紙A4)

高知県リバーボランティア支援事業への参加実績に係る誓約書

審査基準日の属する年度の前年度及び前々年度において、以下の実績のとおり、高知県リバーボランティア支援事業に参加したことを誓約します。

申請先自治体の長 殿

令和7年10月1日

住所 高知市丸ノ内1-1-20

商号又は名称 株式会社県庁土木

代表者又は個人の氏名 県庁 日出刀

1. 参加年月日

前々年度	前年度
令和5年8月15日	令和6年7月12日
令和5年9月30日	

2. 参加回数

前々年度 参加回数	2 回
前年度 参加回数	1 回

(記載要領)

- 「1. 参加年月日」には、高知県リバーボランティア支援事業に参加した年月日を年度毎に記入すること。
- 「2. 参加回数」には、高知県リバーボランティア支援事業に参加した回数を年度毎に記入すること。
- 「1. 参加年月日」に記入した日数と「2. 参加回数」は年度毎に一致すること。

H.担い手確保に貢献する取組

担い手確保

入札参加資格審査基準日の属する年度の前年度及び前々年度において、高知県内で実施した出前授業、現場見学会、インターンシップ事業等の建設業における担い手確保に貢献する取組を実施した場合は、評価点5点とする。

なし

①

②

事業実績確認資料 ファイルを選択 選択されていません

取消

①:担い手確保に貢献した取り組みを実施している場合「あり」を選択してください。

②:「認定あり」を選択した場合、事業実績確認資料を次の作成例にならって作成し、添付してください。

(作成例)

(用紙A4)

建設業の担い手確保に貢献する取組を実施した旨の誓約書

令和(n-2)年4月1日から令和n年3月31日までの期間に、以下のとおり、高知県内で出前授業・現場見学会・インターンシップ事業等の、建設業の担い手確保に貢献する取組を実施したことを誓約します。

また、以下の取組については、県が実施する建設業活性化事業において、担い手確保に係る取組事例として利用（県庁外部への紹介を含む。）されることに同意します。

申請先自治体の長 様

令和n年10月1日

住所 高知市丸ノ内1-1-20

商号又は名称 株式会社県庁土木

代表者又は個人の氏名 県庁 日出刀

年月日	取組内容	取組内容の詳細
(n-2)年12月10日	職場体験	〇〇中学校生徒参加
(n-1)年6月11日	現場見学会	工事名(工事番号でも可)
(n-1)年12月12日～12月14日	インターンシップ	〇〇高等学校にて実施

- 記載
- 1 審査基準日の属する年度(n年度)の
前々年度((n-2)年度)
- 2 前年度((n-1)年度)
- 3 両年度の実績が加点要件となります。
※一方の年度しか実績がない場合には加点されません。
- 4 「取組内容」には、担い手確保に貢献するために実施した取組の種類を記入すること。
- 5 「取組内容の詳細」には、取組内容が具体的に分かる事項を記入すること。
- から前年度の3月31日を記
と。数日間にわたって実施

VII. 特定希望工種

特定希望工種入力

59 特定希望工種 ☒ 必須 ☐ なし ☐ あり

塗装又は管工事を申請した方で、下記の特定工種の施工が可能であり、入札参加を希望する場合は登録欄をチェックしてください。

入札参加資格審査申請業種：塗装工事	特定工種：路面標示工事	完工高 32,000 千円
☒ 高知県	☐ 高知市	☐ 安芸市
☐ 奈半利町	☐ 仁淀川町	☐ 須崎市
入札参加資格審査申請業種：管工事	特定工種：空調工事	完工高 千円
☐ 高知県	☐ 南国市	☐ 宿毛市
☐ 田野町	☐ 馬路村	☐ 香美市
☐ 大月町		
入札参加資格審査申請業種：管工事	特定工種：浄化槽設備工事	完工高 25,600 千円
☒ 高知県	☐ 南国市	☐ 宿毛市
☐ 田野町	☐ 馬路村	☐ 香美市
☐ 大月町		
入札参加資格審査申請業種：管工事	特定工種：給排水衛生槽設備工事	完工高 千円
☐ 高知県	☐ 南国市	☐ 宿毛市
☐ 田野町	☐ 馬路村	☐ 香美市
☐ 大月町		

※ 完工高については、審査基準日以前で直近の決算額の内、特定工種に該当する金額（消費税抜）のみを記入すること。

[< 前へ戻る](#)
[\[保存\] 一時保存](#)
[次へ進む >](#)

Copyright © 2023 Kochi Prefecture. All Rights reserved.

特定希望工種として申請できる業種は次のとおり

許可業種	特定希望工種
管工事	空調工事、浄化槽設備工事、給排水衛生槽設備工事
塗装工事	路面標示工事

①:特定希望工種の申請を希望する場合に「あり」を選択します。

なお、初期状態では「なし」が選択されているので、必ず申請を希望する場合は「あり」を選択してください。

②:どの特定希望工種をどの自治体に申請するか選びます。

また、完工高は、審査基準日直近の決算のうち、特定工種に該当する完工高を税抜で入力してください。

VIII. 建設業に従事する職員(技術者一覧)

建設業に従事する職員入力

58 建設業に従事する職員

①

現場代理人や事務職員等の無資格者については入力できません。
技術職員については、有資格区分にあるコードから保有資格を選択して入力してください。

職員データアップロード

職員追加

氏名	生年月日	有資格
③ 編集 削除 高知 大助	昭和30年 4月 2日	113:1級土木施工管理技士、230:2級管工事施工管理技士
編集 削除 高知 次郎	昭和31年 5月 2日	002:法第7条第2号ロ該当（10年の実務経験）
編集 削除 高知 三郎	昭和32年 6月 2日	113:1級土木施工管理技士
編集 削除 土佐 一男	昭和30年 4月 2日	127:1級電気工事施工管理技士
編集 削除 土佐 竜馬	昭和39年 8月 1日	157:とび・とび工（1級）
編集 削除 土佐 花子	昭和10年 9月 8日	00B:法第7条第2号ロ該当（10年の実務経験）（事務管理用）

- ①: 前回申請時にダウンロードした職員データ(.jsonファイル)をアップロードできます。
- ②: 記載したい技術職員数を増やす時に押下します。
- ③: 技術職員の情報を入力できます。**編集**を押下すると、次の画面が表示されます。
- ④: 技術職員を削除できます。

職員入力

氏名 必須 山内 一郎 生年月日 必須 昭和 40 年 9 月 2 日

有資格区分 必須 113:1級土木施工管理技士

実務経験等担当業種

230:2級管工事施工管理技士

002:法第7条第2号ロ該当（10年の実務経験）

01:土 05:と

閉じる 登録

- ①:技術職員の氏名を入力してください。
- ②:技術職員の生年月日を入力してください。
- ③:技術職員の保有する資格を入力してください。ただし、主任技術者資格(二級技士補等含む)を保有する者に限定されるので、事務に従事する職員など、無資格者についての記載はしないでください。
- ④:10年の実務経験等について、該当する業種を入力してください。

IX. 住民税特別徴収

入札参加資格審査申請（県内建設）

基本情報	申請先	出資会社	地域点数	従事職員	特定工種	住民税	暴排照会	申請する
------	-----	------	------	------	------	-----	------	------

個人住民税特別徴収実施申告(誓約)

60 個人住民税特別徴収について該当するものを選択してください。 **必須**

① 1 個人住民税の特別徴収を実施している場合
※ 高知県内の市町村において、個人住民税を特別徴収すべき従業員等（給与所得を得る役員等も含みます。）がいる場合
現在、次の市町村において、個人住民税の特別徴収を実施しています。
高知県内に住所を有する上記の従業員等が、令和 X X 年 1 月 1 日現在において、最も多く居住する市町村名（同数の場合は、いずれか 1 市町村）及びその市町村に居住する従業員等数
市町村名 **必須** 高知市 ▼ 従業員数 **必須** 0 人

② 2 新規事業者であるなどの理由で、個人住民税の特別徴収を実施していない場合
☒ 高知県内の市町村から、今年度の特別徴収義務者として指定通知を受けていませんが、今後、特別徴収義務者に該当することになった場合には、遅滞なく特別徴収を実施することを誓約します。

③ 3-1 県内業者で、高知県内の市町村において、個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない場合
☒ もし、今後、特別徴収義務者に該当することになった場合は、遅滞なく特別徴収を実施することを誓約します。

④ 3-2 県外業者で、高知県内の市町村に住所を有する従業員がいない場合
☒ もし、今後、特別徴収義務者に該当することになった場合は、遅滞なく特別徴収を実施することを誓約します。

上記のとおり、相違ありません。

＜ 前へ戻る 一時保存 次へ進む ＞

- ①:個人住民税の特別徴収をしている場合に選択します。個人住民税を特別徴収すべき従業員がいるにもかかわらず、個人住民税を特別徴収するための手続を申請日までに行っていない者は、入札参加資格を申請できませんので、原則、継続して入札参加資格申請を申請する者は、1番を選択する必要があります。
- ②:新規事業主などにあつて、審査基準日までに地方税法第321条の4により特別徴収義務者の指定通知を受けていない場合に選択します。
- ③:県内の事業者で、高知県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない場合に選択します。
- ④:県外の事業者で、高知県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない場合に選択します。

§ 住民税の特別徴収とは §

1 従業員等の個人住民税の特別徴収とは

給与支払者(雇い主)が、給与所得者(従業員等)に給与を支払う場合には、所得税法の規定により、その給与から所得税を源泉徴収(天引き)して、国に納めなければなりません。

個人住民税の特別徴収とは、雇い主が、従業員等に代わって、その従業員等が納めるべき個人住民税(市町村民税と県民税)を、所得税と同じように、給与から天引きして、市町村に納める制度です。(この場合の雇い主を個人住民税の「特別徴収義務者」といいます。)

所得税法第183条の規定によって、所得税を源泉徴収する義務がある雇い主(源泉徴収義務者)は、地方税法第321条の4及び従業員の住所地の市町村の条例の規定により、原則として、個人住民税の特別徴収義務者となります。

ここで、「従業員等」とは、一般の従業員だけでなく、事業所から所得税法上「給与所得」とみなされる役員報酬を得る役員や、青色事業専従者も含まれます。

ただし、申請者(雇い主)において特別徴収義務のあるのは、昨年中(審査基準日の属する年の1年前の1月1日～12月31日)に給与所得のあった従業員等であって、かつ、審査基準日の属する年の4月1日時点で、申請者から給与の支払を受けることとなる者に限られます。

(例)

	前年の給与所得	今年1月1日時点の 住所	今年4月1日の 給与所得	今年度における特別徴収の仕方
ア	A社から	高知市	A社から	A社が特別徴収→高知市へ
イ	A社から	南国市	A社から	A社が特別徴収→南国市へ
ウ	B社から	高知市	A社から	A社が特別徴収→高知市へ
エ	A社から	徳島市	C社から	C社が特別徴収→徳島市へ
オ	無職	高知市	A社から	前年に給与所得がないので、特別徴収しない
カ	A社から	南国市	無職	年度初日に給与がないので、特別徴収しない

2 個人住民税特別徴収の実施方法

所得税の源泉徴収義務者から、1月31日までに市町村に提出された前年分の給与支払報告書に基づいて、従業員等ごとの特別徴収すべき住民税の税額を市町村が計算し、原則として5月31日までに、特別徴収義務者に通知します。(地方税法第321条の4)

特別徴収義務者は、その通知に基づいて、各従業員等の毎月(6月～翌年5月)の給料から、特別徴収税額を天引きして、翌月10日までに市町村へ納めなければなりません。(地方税法第321条の5)

3 申告(誓約)の作成の留意点

(1)本申告(誓約)は、申請者が、高知県内の市町村における上記の特別徴収義務を実施しているかどうかを確認するためのものです。

いずれの誓約も行わない場合、資格審査の申請をすることはできません。

(2)この申告(誓約)は、審査基準日現在で作成し、該当の項目を選択してください。

(3)前回の入札参加資格審査において「遅滞なく特別徴収を実施する」誓約を行ったにもかかわらず、対象者がおりながら個人住民税の特別徴収を実施していない場合、入札参加資格申請を受け付け
ない又は入札参加資格を取り消す場合がありますので注意してください。

(4)本申告(誓約)は、高知県税務課を経由して高知県内の市町村へ提供される場合があります。

4 問い合わせ先

◇ 住民税特別徴収制度について

高知県税務課(徴収担当)..... TEL:088-823-9307

高知縣市町村振興課(税政担当)..... TEL:088-823-9316

従業員等の住所地の市町村役場住民税担当課

◇ 住民税特別徴収の具体的な手続きについて

従業員等の住所地の市町村役場住民税担当課

X. 暴力団排除

暴力団排除照会対象者の入力

61 照会対象の役員等名簿 役員等追加

	氏名	生年月日	性別	役職等	備考
☒ 編集 ☐ 削除	高知 大助	昭和30年 4月 2日	男	代表取締役社長	
☒ 編集 ☐ 削除	高知 次郎	昭和31年 5月 2日	男	取締役副社長	
☒ 編集 ☐ 削除	高知 三郎	昭和32年 6月 2日		執行役員	高知市本町 1 - 1
☒ 編集 ☐ 削除	土佐 一男	昭和30年 4月 2日	男	執行役員	
☒ 編集 ☐ 削除	土佐 竜馬	昭和39年 8月 1日	男	執行役員	
☒ 編集 ☐ 削除	土佐 花子	昭和10年 9月 8日	女	執行役員	

※「暴力団排除照会対象者」の定義
 法人である場合においては、役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者）、個人である場合においては、その者。併せて、該当する場合には、支配人及び支店又は建設業法施行令第1条に規定する営業所の代表者（支配人である者を除く。）。

前へ戻る
一時保存
次へ進む

§ 暴力団排除照会対象者

法人：役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者
 個人：申請者自身。併せて、該当する場合には、支配人及び支店又は建設業法施行令第1条に規定する営業所の代表者（支配人である者を除く。）

上に該当する者の「氏名」「生年月日」「性別(任意)」「役職等(任意)」を入力する。

XI. 確認画面

入札参加資格審査申請確認

基本情報

1 許可番号 39 - 999999 2 審査基準決算 2023/03/31 3 申請区分 継続
4 法人／個人区分 法人 5 法人番号 567893999999 6 資本金（千円） 5,000
7 商号名称（フリガナ） ケンチョウセツビ

商号名称 株式会社県庁設備

⑦詳細	土佐 一男	昭和30年 4月 2日	男	執行役員
⑦詳細	土佐 竜馬	昭和39年 8月 1日	男	執行役員
⑦詳細	土佐 花子	昭和10年 9月 8日	女	執行役員

①クリック

☐ 上記申請において、虚偽がないこと及び「高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱」第3条第5項各号に該当しないことを誓約します。

②クリック

＜ 前へ戻る

一時保存

申請する



高知県入札参加資格共同電子申請システム

株式会社県庁設備 様

[ホーム](#) [新規・継続申請](#) [資格決定通知](#) [変更申請](#) [資料送付](#) [パスワード変更](#)

[ログアウト](#)

入札参加資格審査申請（県内建設）

[基本情報](#) [申請先](#) [出資会社](#) [地域点数](#) [従事職員](#) [特定工種](#) [住民税](#) [暴排照会](#) [申請する](#)

申請完了

入札参加資格審査の申請が完了しました。

＜ ホームへ戻る

Copyright © 2023 Kochi Prefecture. All Rights reserved.

上の画面が表示されたら申請完了です。

また、申請完了と同時に申請用メールアドレスに対して申請受付メールを送信します。（自動送信）

第4 資格決定通知書・残留措置・希望区域登録

(1) 資格決定通知

資格決定通知書は、3月後半に、高知県入札参加資格共同電子申請システムからダウンロードできます。

資格決定通知書が発行されると、入札参加資格申請の際に記載いただいたメールアドレスまで、通知書が発行された旨のメールが送付されますので、メールを受け取り次第、内容のご確認をお願いします。

(注)ただし、高知県に入札参加資格を申請した事業者が対象ですので、市町村の入札参加資格しか申請していない場合、本項目における資格決定通知書はダウンロードできません。

〈結果通知書確認方法〉

The screenshot shows the '高知県入札参加資格審査申請システム' (Kochi Prefecture Bidding Participation Qualification Joint Electronic Application System) interface. A yellow box highlights the '資格決定通知' (Qualification Decision Notice) section. A red circle labeled '①クリック' (Click) points to the '資格決定通知' button in the left sidebar. Another red circle labeled '②クリック' (Click) points to the 'ダウンロード' (Download) button in the '資格決定通知' table. The table lists the following data:

受付年度	有効期間	ダウンロード
令和8年度	令和8年4月1日～令和10年3月31日	ダウンロード
令和6年度	令和6年4月1日～令和8年3月31日	ダウンロード

(2) 残留措置

地域の社会資本整備・管理の担い手確保等の観点から、前年度・前々年度の等級に比べて上位等級に昇級する企業については、前年度・前々年度の等級に留まることができます。

(注1)国土交通省直轄工事と異なり、土木一式工事に限定します。

(注2) 下位等級へ降級することはできません。

(3) 希望区域登録

高知県が競争入札により発注する工事(ただし対象事業に限る)に関して、主たる営業所所在地の土木事務所の所管区域以外で入札参加を希望する場合に申請します。

ただし、当該希望の所管区域に、従たる営業所が所在している必要があります。

また、従たる営業所への年間委任とは制度が異なりますので、ご注意ください。

制度の詳細・申請の受付時期は、12月中旬に、高知県土木政策課HPにおいて発出する通知を別途ご覧ください。

(注)令和8、9年度入札参加資格申請より、希望区域登録の有効期間を2年化します。

第5 入札参加資格の変更・資格の取消し

(1)入札参加資格の変更

1. 建設業許可に関する内容変更(※1)

以下の申請が該当します。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 郵便番号
- (5) 電話番号
- (6) 支店名・支店所在地(従たる営業所)
- (7) 支店長・支社長(令3条使用人)(※2)
- (8) 許可の廃業に伴う業種取り下げ

(1)～(7)に該当する高知県知事許可業者は、建設業許可の変更を受け付け次第、土木政策課担当者が変更を行いますので、事業者側で行う作業はありません。

(※1)・・・**高知県知事許可を受けた建設業者のみが対象です。国土交通大臣又は他の都道府県知事許可を受けた建設業者は対象外ですので、これらに該当する事業者は、以下「2. その他の内容変更」と同様に、事業者側での変更申請をお願いします。**

(※2)・・・年間委任状についても同時に土木政策課側で添付いたしますが、許可の変更申請書等とあわせて、メールにてPDFデータをご送付願います。

送付先メールアドレス:170201@ken.pref.kochi.lg.jp

2. その他の内容変更

以下の申請が該当します。

- (1) FAX番号
- (2) メールアドレス
- (3) 会社法上の親会社・子会社の関係
- (4) 許可の廃業を伴わない業種取り下げ

(1)～(3)に該当する場合は、お手数ですが、変更次第、事業者側での変更申請をお願いします。

3 変更できないこと、変更の必要がないこと

以下の申請が該当します。

- (1) 年度途中での業種追加はできません。
- (2) 高知県への申請については、「委任なし」から「委任あり」に変更することはできません。
※その他市町村等については、各市町村の入札、契約制度によりますので、各市町村担当者までご確認ください)
- (3) 年度途中での技術職員の追加の必要はありません。
- (4) 年度途中での役員等の追加の必要はありません。

(2)入札参加資格の取消し

次に該当した場合は資格を取り消します。

- (1) 建設業の許可を取り消されたとき
- (2) 申請書類の重要な事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき
- (3) 要綱第3条第7項第5号から第9号までのいずれかに該当することとなったとき(破産、許可の廃業、銀行当座取引停止等)
- (4) 入札参加資格を辞退したとき
- (5) 建設業の許可の更新を受けずに当該許可の有効期間が満了したとき

第6 入札参加資格の再審査・相続等による承継・事前認可

(1)入札参加資格の再審査

次の①から④に該当する場合は、随時資格審査を受けることができます(任意申請)。

なお、それぞれの区分に応じた経営事項審査の結果を必要としますので、事前に経営事項審査を受審してください。

ただし、①から③の区分について、**事前認可により事業の承継等を行った場合は、これらの制度の適用外**となりますので、ご注意ください。

- ①合併
- ②分割または他の法人の分割による事業の全部若しくは一部の承継
- ③事業の一部の譲渡または他の有資格者からの事業の全部若しくは一部の譲受
(分割会社・譲渡会社が引き続き資格の一部を有する場合は、分割会社・譲渡会社も同時に資格審査申請が必要)
- ④協業組合の設立 ※審査手続等については予めご相談下さい

1. 審査基準日

合併、事業譲渡、会社分割等の翌日

2. 提出書類

- ①高知県建設工事競争入札参加資格再審査申請書類一式
- ②合併、事業譲渡、会社分割等の契約書の写し
- ③合併等に係る総会議事録の写し
- ④合併、会社分割等後の登記簿謄本
- ⑤その他の参考となる書類

3. 審査方法

書面審査

(2)その他の再審査

次に該当することとなった場合は、直ちに土木政策課建設業振興担当へ報告することとなっていますので、任意の様式により届出を行って下さい。再審査を受ける予定であれば、別に定める様式(合併等に関する届出書)により、届出をお願いします。実際の審査は、(2)の書類をととのえていただいてからになります。

(再審査を受けなければ、当分の間、指名等を差し控えることとなります。)

- ①会社更生法の手続開始の申立てを行った者

- ②特定調停の手続開始の申立てを行った者
- ③民事再生法の手続開始の申立てを行った者

1. 審査基準日

受審日によって異なりますので事前にご連絡下さい。

2. 提出書類

- ①高知県建設工事競争入札参加資格再審査申請書類一式
- ②経営事項審査申請書類一式
- ③手続開始の決定書の写し
- ④貸借対照表及び損益計算書
- ⑤その他 参考となる書類

3. 審査方法

面接審査

(3)入札参加資格の承継

次に該当することとなった場合は、営業の同一性が認められるときに個人の資格(ランク)を引き継ぐことができます。

ただし、以下の点にご注意ください

- 事前認可により事業の承継等を行った場合は、本制度の適用外です。
- 承継の申請をしない場合、要件を満たしても資格の引き継ぎはできません。
- 資格者である法人が個人組織に変更した場合は、個人として許可を受けても、資格の承継はできません。

1. 営業の同一性の基準

(1)人的同一性

- ①個人が法人組織に変更した場合
 - ・被承継人が50%以上を出資して設立した法人であること。
 - ・被承継人が代表権を有する常勤の役員で、経營業務管理責任者であること。
- ②個人から個人への承継の場合
 - ・承継人は、配偶者又は二親等以内の親族で、事業が他の者に分割されていないこと。
 - ・承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有し、原則として経營業務管理責任者であること。
- ③技術職員が、原則として引き継がれていること。

(2)物的同一性

- ①被承継人の事業年度と承継人(承継法人)の事業年度が連続すること。(個人から個人への承継で、やむを得ない事情により連続していない場合を除く。)
- ②債権、債務が引き継がれていること。
- ③機械装置、車両運搬具、工具、器具が原則として引き継がれていること。
- ④自己資本に大きな変動がないこと。(土地、家屋、現金、その他営業に無関係な個人資産を除き、原則として全ての資産を引き継ぐこと。)

(3)その他

①被承継人が建設業を廃業すること。

②所在地が、原則として同一であること。

③《法人の場合》

被承継人(個人)の債権、債務の引継が、総会において議決されていること。

※総会における議決は、引き継ぐべき資産、負債の内容を明記した明細書を持って、具体的に議決を行うこと。）

《個人の場合》

他の相続権者が建設業についての相続を放棄していること。

2. 申請の方法

申請する際は、建設業の新規許可申請及び被承継人の廃業届を同時に提出すること(許可業務において「廃業新規」と呼ぶ)。なお、詳細な建設業の許可申請書類、手数料等については割愛。本項では、入札参加資格申請についてのみ記載する。

(1)提出書類

①高知県建設工事競争入札参加資格再審査申請書類一式

②被承継人(個人)の事業打ち切りの決算書

③営業譲渡契約書の写し

④引継の明細書

⑤引継関係確認書類

・法人の場合:総会議事録・営業譲渡後の貸借対照表

・個人の場合:他の相続権者の同意書(相続の場合)、戸籍謄本及び相続関係図、住民票

⑥その他 参考となる書類

(2)提出先

高知県土木部土木政策課 建設業振興担当(建設業許可業務担当者)

※法人組織に変更した場合は、設立日を審査基準日とする経営事項審査を可能な限り早く受けること。

(4)事業承継及び相続に係る認可の場合について

1. 事前認可とは

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第17条の2及び3による)

建設業者が許可に係る建設業の全部の譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割(「事業承継」)を行う場合、**譲渡人及び譲受人等が当該事業承継の効力が発生する日より前に許可行政庁の認可を受けることで、譲受人、合併存続法人又は分割承継法人は譲渡人、合併消滅法人又は分割被承継法人の建設業者としての地位を承継することができます。**

また、建設業者が死亡した場合において、当該建設業者の相続人が被相続人の営んでいた建設業の全部を引き続き営もうとする場合、その相続人が被相続人の死亡後30日以内に許可行政庁へ申請をし、認可を受けることで、被相続人の建設業者としての地位を承継することができます。

なお、詳細な必要書類、手続き方法については、割愛するため、建設業許可の手引き等を参考のこと。

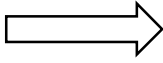
2. 事前認可制度を活用した場合の入札参加資格

高知県の入札参加資格を有している者が、事業承継又は相続の認可を受け承継の事実が発生すると、承継事実発生後に使用することを選択した許可番号で有している入札参加資格がそのまま承継されます。

同様に、承継事実発生後に使用することを選択した許可番号で有している経営事項審査の結果も引き継ぐので、別途経審を受ける必要もありません。

ただし、**入札参加資格の再審査は行えません**ので、予めご注意ください。

(例) 建設業者Aの地位を建設業者Bが承継し、建設業者Aの許可番号を使用する場合

商 号	株式会社A	株式会社B	 承継事実発生	株式会社B
許 可 番 号	第1234号	第5678号		第1234号
入札参加資格	(建)	(土)		(建)

上記以外の承継方法を希望する場合は、資格の再審査を受ける必要があります。